

■ 入院時食事療養費について

当院に入院する65歳未満の方には、診療や薬にかかる費用とは別に、下表のとおり食事代として厚生労働省の定める標準負担額をご負担いただきます。

	対象者の分類		食事療養標準負担額
I	下記のⅡ・Ⅲ・Ⅳのいずれかにも該当しない者		1食につき510円
Ⅱ	下記のⅢ・Ⅳのいずれかにも該当しない →指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等		1食につき300円
Ⅲ	住民税非課税世帯 【低所得者2】	過去1年間の入院期間が 90日以内	1食につき240円
		過去1年間の入院期間が 90日以上	1食につき190円
Ⅳ	住民税非課税世帯 【低所得者1】		1食につき110円

※. 入院時食事療養費の標準負担額は、高額療養費の対象とはなりません。 標準負担額についてご不明な点がございましたら、医事課・入院係にお問い合わせください。

2025年4月1日



山 王 病 院
病 院 長